

平成 30 年度事業所等財務定期監査の指摘に基づき講じた措置等  
(監査対象：こども家庭局、教育委員会)

| 指摘の概要  | 措置内容      | 措置状況     |         |       |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
|--|-----------|----------|---------|-------|-------------|--------|---------|----------|-------------|-----------|--|------------|-------------|-----------|-------|-------|---|------------|
| <p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>① 収入に係る事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>収入未済兼過誤納一覧表で下記の調定が収入未済であったので確認したところ、誤って設定した調定が削除されないまま財務会計システム上残っているものであり、その結果、平成 29 年度以前の決算値には収入未済額として計上されているとの説明であった。</p> <table border="1" data-bbox="188 824 743 1167"> <thead> <tr> <th>調定年月日</th> <th>債務者名</th> <th>調定金額</th> <th>収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28. 04. 28</td> <td>駒栄保育所長</td> <td>1,650 円</td> <td>1,650 円</td> </tr> <tr> <td>H28. 08. 21</td> <td>出納員玉津保育所長</td> <td>200 円</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>H28. 10. 03</td> <td>出納員玉津保育所長</td> <td>100 円</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>誤って設定した調定は確実に削除して、正しい決算値とするべきである。</p> <p>(駒栄保育所, 玉津保育所)</p> | 調定年月日     | 債務者名     | 調定金額    | 収入未済額 | H28. 04. 28 | 駒栄保育所長 | 1,650 円 | 1,650 円  | H28. 08. 21 | 出納員玉津保育所長 | 200 円  | 200 円      | H28. 10. 03 | 出納員玉津保育所長 | 100 円 | 100 円 | <p>該当の調定については削除をし、今後は調定の設定時に誤りがないか確認するよう周知した。</p> <p>(駒栄保育所, 玉津保育所)</p> | <p>措置済</p> |
| 調定年月日  | 債務者名      | 調定金額     | 収入未済額   |       |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
| H28. 04. 28  | 駒栄保育所長    | 1,650 円  | 1,650 円 |       |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
| H28. 08. 21  | 出納員玉津保育所長 | 200 円    | 200 円   |       |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
| H28. 10. 03  | 出納員玉津保育所長 | 100 円    | 100 円   |       |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
| <p>② 公債権の督促と不納欠損を適正に行うべきもの</p> <p>下記の債権は保育所における延長保育料で公債権であるが、債権があることを把握していなかった。債務者との交渉内容、交渉日付等の記録がなく、督促状の発送の記録もなかった。</p> <table border="1" data-bbox="188 1839 743 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>調定年度</th> <th>収入未済額</th> <th>保育所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育料</td> <td>2 件</td> <td>平成 20 年度</td> <td>5,000 円</td> <td>玉津保育所</td> </tr> </tbody> </table>   | 項目        | 件数       | 調定年度    | 収入未済額 | 保育所         | 延長保育料  | 2 件     | 平成 20 年度 | 5,000 円     | 玉津保育所     | <p>該当の債権については不納欠損処分を行い、台帳にその旨記載した。</p> <p>今後は、より適正な債権管理ができるよう、マニュアルの整備等に取り組んでまいりたい。</p> <p>(振興課)</p> | <p>措置済</p> |             |           |       |       |   |            |
| 項目   | 件数        | 調定年度     | 収入未済額   | 保育所   |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |
| 延長保育料  | 2 件       | 平成 20 年度 | 5,000 円 | 玉津保育所 |             |        |         |          |             |           |  |            |             |           |       |       |   |            |

| 指摘の概要   | 措置内容 | 措置状況   |        |       |     |     |    |        |        |       |   |     |
|---|------|--------|--------|-------|-----|-----|----|--------|--------|-------|---|-----|
| <p>神戸市債権の管理に関する条例では、第4条で、債権の適正な管理に努めなければならない、とされており、第5条で、必要な台帳を整備し、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握することとされている。また、同条例第6条では、履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法第231条の3又は第240条の規定により、期限を指定して督促状を発して督促しなければならない、とされている。</p> <p>債務者に納付を促し、適切な時期に督促状を発するなど、債権回収に向けた取組みを行い、その内容を台帳に記録し、債権の適正な管理を行うべきである。また少なくとも時効完成までには督促状を発し、それを台帳に記録するべきである。</p> <p>また、督促やその他の時効中断事由に該当する事象の記録がないので、当初納期限の翌日を時効起算日と考えざるを得ず、平成25年度には時効が完成しているものである。時効完成日が属する年度中に不納欠損処分し、当該年度の決算値に反映させるべきである。</p> <p>(玉津保育所)</p> |      |        |        |       |     |     |    |        |        |       |   |     |
| <p>③ 私債権の債権管理を適正に行うべきもの</p> <p>下記の債権は保育所における主食費で私債権であるが、債権があることを把握していなかった。債務者との交渉内容、交渉日付等の記録がなく、督促状の発送の記録もなかった。</p> <table border="1" data-bbox="188 1798 743 1995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>調定年度</th> <th>収入未済額</th> <th>保育所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食費</td> <td>5件</td> <td>平成14年度</td> <td>4,400円</td> <td>玉津保育所</td> </tr> </tbody> </table>   | 項目   | 件数     | 調定年度   | 収入未済額 | 保育所 | 主食費 | 5件 | 平成14年度 | 4,400円 | 玉津保育所 | <p>債務者に対して、納付に関する督促を行うとともに、その経過記録について台帳により管理する。</p> <p>今後は、より適正な債権管理ができるよう、マニュアルの整備等に取り組んでまいりたい。</p> <p>(振興課)</p> | 措置済 |
| 項目  | 件数   | 調定年度   | 収入未済額  | 保育所   |     |     |    |        |        |       |   |     |
| 主食費   | 5件   | 平成14年度 | 4,400円 | 玉津保育所 |     |     |    |        |        |       |   |     |

| 指摘の概要  | 措置内容  | 措置状況 |
|--|---|------|
| <p>神戸市債権の管理に関する条例では、第4条で、債権の適正な管理に努めなければならない、とされており、第5条で、必要な台帳を整備し、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握することとされている。また、同条例第6条では、履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法第231条の3又は第240条の規定により、期限を指定して督促状を発して督促しなければならない、とされている。</p> <p>債務者に納付を促し、適切な時期に督促状を発するなど、債権回収に向けた取組みを行い、その内容を台帳に記録し、債権の適正な管理を行うべきである。</p> <p>また、私債権については、①時効が完成し、かつ、債務者から時効の援用の意思表示があったことにより時効が成立したとき、もしくは、②神戸市債権の管理に関する条例第16条第1号の規定に基づく債権放棄を行うことにより、不納欠損処分し決算値に反映させることになる。しかるべき手続きを尽くすべきである。</p> <p style="text-align: center;">(玉津保育所)</p> |   |      |
| <p>④ 寄付金等の収納を適正に行うべきもの</p> <p>学校園において地域団体等から寄付や謝礼として受領した現金、郵便切手等について、寄付採納の処理を行わず、現金をそのまま金庫に保管していたり、郵便切手等を物品管理簿に記載していない事例があった。</p> <p>特別な事情がない限り、現金は公費として収納し、郵便切手等は寄付採納に係る出納処理のうち物品管理簿に記載して管理するべきである。</p> <p style="text-align: center;">(ふたば保育所, 西山小学校,<br/>小部小学校, 兵庫中学校)</p>  | <p>現金は公費として収納し、郵便切手等については管理簿に記載した。今後は寄附採納の手続きを行い、現金は公金化し、郵便切手等は確実に管理簿に記載するよう徹底した。</p> <p style="text-align: center;">(西山小学校, 小部小学校, 兵庫中学校)</p> <p>地域団体から寄付等を受領する場合は、現金については公金として、また、郵便切手等については管理簿に記載し、処理するよう、取り扱いについて周知徹底をした。</p> <p style="text-align: center;">(ふたば保育所)</p> | 措置済  |

| 指摘の概要   | 措置内容  | 措置状況       |
|---|---|------------|
| <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>① 適正な決裁を得るべきもの</p> <p>グラウンド整備のための塩化マグネシウムの調達について、学校経営支援課長の決裁が必要であるにもかかわらず、学校長の決裁による調達が行われている事例があった。</p> <p>教育委員会事務局等専決規程に定められた適正な決裁を得るべきである。</p> <p>(長峰中学校)</p>  | <p>発注にあたっては専決区分を十分確認し、必要な決議を得るよう徹底した。</p> <p>(長峰中学校)</p>                                | <p>措置済</p> |
| <p>② 学校園運営費前渡金等の管理を適正に行うべきもの</p> <p>必要の都度交付される前渡金のほか、学校園運営費前渡金は、学校園において常時必要とする経費につき、資金前渡を利用して直接現金払をすることにより学校園事務の円滑化を図ることを目的としている。また、学校園運営特別教育活動費は、地域との協調を図りながら学校園の円滑な運営を促すことを目的としている。その他に、緊急用務及び物品運搬の際にタクシーを借り上げを目的とする緊急連絡タクシー代がある。</p> <p>学校園運営費前渡金等の管理について、次のような改善を要する事例があった。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 学校園運営特別教育活動費、緊急連絡タクシー代について、「金庫等にかかる現金出納簿」を作成していない事例。</p> <p>(水木小学校, 小部小学校, 高倉台小学校, 鷹匠中学校, 西代中学校)</p> | <p>「金庫等に係る現金出納簿」を整備し、適正に運用するよう周知徹底を行った。</p> <p>(水木小学校, 小部小学校, 高倉台小学校, 鷹匠中学校, 西代中学校)</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p>イ 学校園運営特別教育活動費、緊急連絡タ<br/>クシー代の現金について、複数年にわたり<br/>口座の残金が 200 円多く残ったままとな<br/>っている事例。</p> <p>(星陵台中学校)</p>  | <p>残ったままとなっていた現金を歳入<br/>として処理し、今後は精算時に管理簿、<br/>口座、現金を確認するよう徹底した。</p> <p>(星陵台中学校)</p>               | <p>措置済</p> |
| <p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>① 準公金等の管理を適正に行うべきもの</p> <p>学校園において保護者から現金徴収して<br/>いる入園・進級諸費等の準公費については、<br/>神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱に、<br/>関係帳簿類（出納簿、徴収台帳、決算書等）<br/>の整備、預金口座での管理、校園長の決裁に<br/>よる支払が規定され、神戸市立学校園準公費<br/>会計事務の手引に領収証書の取扱いが記載<br/>されている。</p> <p>また、保育所に係る準公金については、公<br/>立保育所における準公金取り扱いマニユア<br/>ルに現金の管理方法が記載され、銀行への入<br/>金は1か月を期限として3万円に到達する<br/>まで保育所で保管してもよいとされている<br/>が、次のような改善を要する事例があった。<br/>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 使用できない領収証書の書損処理をし<br/>ていない事例。</p> <p>(長峰中学校)</p> | <p>「神戸市立学校園準公費会計事務の<br/>手引」における領収証書の取扱いについ<br/>て改めて確認し、適正な事務処理を行う<br/>よう周知徹底した。</p> <p>(長峰中学校)</p> | <p>措置済</p> |
| <p>イ 修了アルバム等の写真代に係る現金に<br/>ついて、3万円を超えて金庫で保管してい<br/>る事例、1か月を超えて金庫で保管してい<br/>る事例。</p> <p>(ふたば保育所)</p>  | <p>今後は、マニュアルに沿った処理がで<br/>きるよう、全保育所に向けてマニュアル<br/>の周知徹底をした。</p> <p>(振興課)</p>                         | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要   | 措置内容      | 措置状況    |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
|---|-----------|---------|-----|--------|----|-------|---------------|-----|---------|---------------|-------|---------|--------------|-------|---------|------|-----------|---------|--|------------|
| <p>○ 意見</p> <p>(1) 振込口座指定書類の様式について</p> <p>学校園における謝金等の支出事務に使用している振込口座指定書類について、下記の事業ごとに異なる様式が定められていた。</p> <table border="1" data-bbox="188 555 743 1039"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>謝金等支出対象</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境体験事業</td> <td>講師</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育支援員配置事業</td> <td>支援員</td> <td>特別支援教育課</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育支援員配置事業</td> <td>教員補助者</td> <td>特別支援教育課</td> </tr> <tr> <td>スキーキャンプ、修学旅行</td> <td>代替救護員</td> <td>学校経営支援課</td> </tr> <tr> <td>自然学校</td> <td>救護員、指導補助員</td> <td>スポーツ体育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の書類は、いずれも支援員等に謝金を振込む際に必要となるもので、記載する項目は、住所、氏名、電話番号、振込先指定口座及び口座名義が共通であり、その他に大学名、配置校名等を記載させる様式もあるが、ほぼ同様の記載項目であるにもかかわらず、所管課は違う様式による提出は認めないとしている。</p> <p>学校園では、取り扱う様式が多数あることから、対象者に交付する際に様式を間違いやすいとの意見がある。</p> <p>支出目的や記載する内容には大きな違いは認められないように思われるため、関係課が調整して違う様式でも必要事項が満たされていれば了とするなど、学校事務の軽減と書式の簡便化を図られたい。</p> <p>(学校経営支援課、学校教育課、特別支援教育課、スポーツ体育課)</p> | 事業        | 謝金等支出対象 | 所管課 | 環境体験事業 | 講師 | 学校教育課 | 特別支援教育支援員配置事業 | 支援員 | 特別支援教育課 | 特別支援教育支援員配置事業 | 教員補助者 | 特別支援教育課 | スキーキャンプ、修学旅行 | 代替救護員 | 学校経営支援課 | 自然学校 | 救護員、指導補助員 | スポーツ体育課 | <p>振込口座指定書類の様式について、局内での統一を図った。</p> <p>なお、個々の事業において、特記すべき事項については、様式の備考欄に記載することにより対応する。</p> <p>(学校経営支援課、学校教育課、特別支援教育課、スポーツ体育課)</p> | <p>措置済</p> |
| 事業  | 謝金等支出対象   | 所管課     |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
| 環境体験事業  | 講師        | 学校教育課   |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
| 特別支援教育支援員配置事業   | 支援員       | 特別支援教育課 |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
| 特別支援教育支援員配置事業   | 教員補助者     | 特別支援教育課 |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
| スキーキャンプ、修学旅行  | 代替救護員     | 学校経営支援課 |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |
| 自然学校  | 救護員、指導補助員 | スポーツ体育課 |     |        |    |       |               |     |         |               |       |         |              |       |         |      |           |         |  |            |

| 指摘の概要   | 措置内容   | 措置状況 |
|---|--|------|
| <p>(2) 公費・準公費以外の学校の現金取扱いについて</p> <p>準公費については、神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱、神戸市立学校園準公費会計事務の手引き等で事務手続等が定められており、例えば現金徴収を行ったときは領収証書を発行すること、徴収した現金を金庫等で厳重に管理することといった取扱いになっている。</p> <p>一方、学校園における公費・準公費以外の現金の取扱い基準としては、神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱は、関係団体預り金について要綱の対象とする準公費とはしないが、「適正な注意義務をもって管理しなければならない」と規定している。また、「金庫等に係る現金出納簿」に関するQ&amp;A（変更後）は、保護者からの預かり現金について現金出納簿の記載対象とはしないが、管理は各学校園の実情に応じた方法を校園内でルール化し実施することとし、これらの管理については各学校園に委ねる取扱いとしている。</p> <p>学校園における公費・準公費以外の現金取扱いについて確認したところ次のような状況であり、教育委員会や学校で事務処理のあり方は継続的に考えられているが、引き続き、現金事故等のリスクがあることや職務上の取扱いであるかどうかを踏まえ検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> | <p>公費・準公費以外の現金取扱いについては、現金事故等のリスクがあることを踏まえ、教育委員会において学校が現金を管理する必要性を精査するとともに、現金を取扱う場合の事務処理のあり方について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> | 措置方針 |
| <p>(3) 物品の出納について</p> <p>学校園における物品の出納については、学校会計事務の手引で「物品の出納通知書は物品会計規則別表第2に定められた書類をもってこれに充てることになっており、次表のとおりである。」となっているが、物品会計規則に定める出納事由によっては該当する</p>   | <p>物品会計規則に定められた手続きをとるよう改める。学校園には、年度当初に行う事務説明会等で周知に努める。</p> <p style="text-align: right;">（学校経営支援課）</p>   | 措置方針 |

| 指摘の概要  | 措置内容   | 措置状況 |
|--|--|------|
| <p>様式がなく、備品管理システムでも当該様式は利用できない。</p> <p>借用又は寄託を受けた物品や寄付・贈与又は交換により払い出す物品、貸付又は寄託をする物品、亡失又は損傷により使用できない物品・自然消耗その他の理由により払い出す物品の出納について、該当する様式がない。例えば、学校園では、たな卸で明らかになった所在不明な備品について、一定期間探しても見つからない場合は、廃棄又は売却をする場合に使用する「物品不用決定兼処分決議書」により承認を得て備品管理簿を整理しており、学校経営支援課でもそのように指導しているとのことである。</p> <p>物品会計規則で定める出納事由ごとに対応する手続きが行えるようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校経営支援課)</p>               |  |      |
| <p>(4) 準公金の会計報告について</p> <p>公立保育所における準公金取り扱いマニュアルでは、受領した現金の銀行への入金、1か月を期限として3万円に到達するまで保育所で保管してもよいとされている。また、決算については、銀行口座の出入りを記録する現金出納簿を閉鎖し、預金通帳と照合のうえ、会計報告をすることとなっている。</p> <p>保育所において、準公金の会計報告に関して、銀行口座に入出金せず金庫で保管していた現金があったため、銀行口座の出入りを記録する現金出納簿では把握できていない金額が会計報告に計上されていない事例があった。</p> <p>口座だけではなく金庫で保管する現金も含めた会計報告ができるよう、マニュアルを改正して対策をとられたい。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p> | <p>マニュアルでは銀行口座に入出金されたもののみを会計報告に計上する記載となっているため、今後、金庫で保管する現金についても併せて計上するよう、マニュアルの内容の改正をする。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p> | 措置方針 |